

新型コロナウイルス感染症に係る 要介護認定の臨時的な取扱いについて

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、面会が困難であり、認定調査を受けることができない場合においては、要介護・要支援認定の現在の有効期間を、12ヶ月間延長することといたします。

つきましては、面会が困難な場合は、更新申請の際に窓口でお申し出ください。

【代理の方が申請される場合】

窓口で、代理の方へ聞き取りを行いますので、御本人及び御家族の意向を確認の上、申請書を提出してください。

【郵送で申請される場合】

事前に下記お問合せ先まで、状況等についてお知らせください。

なお、認定調査を受けることが可能な方については、通常どおり認定調査を行います。

※要介護・要支援認定の更新申請書の提出は、通常どおり必要です。

※この臨時的取扱いによって、有効期間を12ヶ月間延長する場合は、主治医への「主治医意見書のための調査票」の提出は不要です。

※前回更新申請を12ヶ月延長した被保険者で、今回も面会が困難で、訪問調査を受けることができない場合、さらに12ヶ月延長することができます。

この場合も同様に更新申請が必要です。

(お問合せ先)

山口市介護保険課

電話 083(934)2795 FAX 083(934)2669